ACSES ニュースレター_２０８８号（2021 年４月 27 日）

発行：NPO 法人教育研究機関化学物質管理ネットワーク（ACSES）事務局

―目次（16 頁）―

[1] 化学物質関係事故、事件関係
◇セメント工場で爆発 車など被害もけが人なし 埼玉 日高〈放送報道〉／工場内の発電設備が爆発か〈Web 報道〉
◇「大麻摘発」が過去最多、若年層で急増する乱用の実態とは〈Web 報道〉
◇事故・事件対策、措置、訴訟等
・注射器使い回しで最大４５万人感染　法廷闘争経て救済制度―Ｂ型肝炎〈Web 報道〉／「欠けたピース」補う判断 Ｂ型肝炎訴訟判決〈Web 報道〉
・「サイバーセキュリティ体制構築・人材確保の手引き」（第1.1版）を取りまとめました〈経済産業省〉
□大災害、原発事故対策
[福島原発事故]
・韓国学会、原発処理水「影響微々」　日本の「一方的決定に遺憾」〈Web報道〉
[原子力施設全般]
・原発事故時 被ばく抑制のヨウ素剤 薬局での配布進まず 茨城〈放送報道〉
[大地震対策]
・予測的中の「MEGA 地震予測」 GW 中に要警戒の全国５エリア〈Web 報道〉
[2] [特集] 新型コロナウイルス感染症
[状況]
◇省庁発表
◇マスコミ報道　見出し
[対策・予防]
◇省庁発表
◇ワクチン、検査薬、治療薬等
◇大学等関係
◇マスコミ報道　見出し
[3] 医薬品
◇医療機器・体外診断用医薬品の保険適用に関するガイドブックについて〈厚生労働省〉
◇動物用生物学的製剤基準の一部を改正する件（農林水産省告示第 696 号）〈官報〉
◇動物用生物学的製剤検定基準の一部を改正する件（農林水産省告示第 697 号）〈官報〉
[4] 農薬
◇生活環境動植物の被害防止に係る農薬登録基準の一部を改正する件（環境省告示第 41 号）〈官報〉
◇水質汚濁に係る農薬登録基準の一部を改正する件（環境省告示第 42 号）〈官報〉
[5] 食品安全衛生関係
◇フランスのバ・ラン県からの生きた家きん、家きん肉等の一時輸入停止措置について〈農林水産省〉
◇「安全な農畜水産物の安定供給のためのレギュラトリーサイエンス研究推進計画」の策定について〈農林水産省〉
[6] 環境安全関係
◇グリーン購入に係る公共工事の継続検討品目群（ロングリスト）の公表について〈環境省〉
◇（仮称）西目風力発電事業更新計画に係る環境影響評価準備書に対する環境大臣意見の提出について〈環境省〉
[7] 調査、公募、意見募集等
［公募、意見募集等］　４件
[8] その他省庁発表　４件
[9] 関連会議等の開催案内、開催記録・報告、資料等

屈曲花（マガリバナ、イベリス）

［開催案内］　３件　　［開催記録、報告、資料等］　２件
[10] その他
◇インフルエンザ、感染症関係：２件　　◇その他：４件

****

[1] ***化学物質関係事故、事件関係***

◇セメント工場で爆発 車など被害もけが人なし 埼玉 日高
＜NHK　2021 年 4 月 27 日＞　https://www3.nhk.or.jp/shutoken-news/20210427/1000063631.html
２６日夜、埼玉県日高市のセメント工場で自家発電用のボイラーが爆発し、工場の外に止まっていた車が燃えたりガラスが割れたりする被害が出ました。
けがをした人はいなかったということで、警察は爆発の原因などを詳しく調べることにしています。
２６日午後１０時ごろ、埼玉県日高市にある「太平洋セメント埼玉工場」で「爆発音がした」とか「近くで車が燃えている」と警察や消防に通報が相次ぎました。
警察によりますと、工場にある自家発電用のボイラーが爆発したということで、直後に隣接するパチンコ店の駐車場に止まっていた車１台と､近くの林が燃える火災が起きましたが､およそ１時間半後に消し止められました。
周辺にはコンクリートの破片のようなものが散乱し、車およそ２０台のガラスが割れるなどの被害も出たということです。
けが人はいませんでした。
太平洋セメントの担当者によりますと、工場では石炭などを利用して自家発電を行っていたということで、警察は爆発によって熱源が飛散し周辺で火災が起きたとみて、被害の状況や爆発の原因を詳しく調べることにしています。
・工場内の発電設備が爆発か
＜共同通信　2021 年 4 月 27 日＞　https://this.kiji.is/759429243227815936?c=39546741839462401

◇「大麻摘発」が過去最多、若年層で急増する乱用の実態とは
＜DIAMOND online　2021 年 4 月 27 日＞　https://diamond.jp/articles/-/269302
2020 年に全国の警察が大麻事件で逮捕や書類送検した容疑者が過去最多の 5034 人（前年比 713 人増）だったことが、警察庁の統計で判明した。摘発された人数は 4 年連続で最多を更新し、5000 人を超えたのは初めて。うち 20 代が約半数の 2540 人（同 590 人増）、未成年も 887 人（同 278 人増）で合わせて全体の 7 割近くを占め、低年齢化が顕著であることも明らかになった。背景には手軽に入手できること、危険性が正しく認識されていないことなどが指摘されている。（事件ジャーナリスト　戸田一法）

若年層の急増により摘発者数は５年で２倍

警察庁の発表によると、人口 10 万人当たりの摘発者は 5.0 人で、ここ 5 年間で倍増。このうち 20 代は 2.5 倍の 20.1 人、未成年は 4.3 倍の 12.9 人と若年層が特に急増した。未成年では高校生が 159 人、中学生が 8 人で、最年少は 14 歳だった。逆に 30 代以上は 1607 人で前年から 155 人減少した。

内訳は所持が 4121 人、譲渡が 274 人、栽培が 232 人。若年層には大麻が危険との認識が薄く、使用した動機も「好奇心・興味本位」「その場の雰囲気で」が圧倒的に多く、他の薬物に比べて入手が簡単という背景があるようだ。

そもそも「大麻」とは何か。大麻草の花や葉から抽出され、幻覚作用があるテトラヒドロカンナビノールという成分を含み、別名「マリファナ」とも呼ばれる。単純に乾燥させたもののほか、濃縮させた樹脂（ワックス）や液体（リキッド）も出回っている。

日本の大麻取締法は栽培や輸出入、所持、譲渡、譲受を原則禁止しており、無許可で栽培や輸出入をした場合は7年以下（営利目的の場合は10年以下）、所持や譲渡、譲受した場合は5年以下（同7年以下）の懲役が科される。

一方、国内では山林に多く自生しているため、古くから繊維素材に利用されてきたほか、種子は食用にされてきた。神事ではしめ縄やお祓（はら）い用の大麻（おおぬさ）として使われていたため、身近な存在でもあった。

12歳から大麻を使用していた容疑者も

「危険性の認識が薄い」と前述したが、それはなぜか。麻薬取締法は1948年に施行されたが、現在は癌（がん）をはじめ、睡眠障害、抗うつ剤、抗けいれん剤など医療用に研究が進められ、海外では合法化されている国もあり、国内でも認めるよう訴える声が上がっている背景があるとされる。

過去には数多くの映画やテレビドラマ、CMに出演した人気女優が「お酒やたばこ、チョコレートよりも安心・安全で多幸感が得られる」などと法規制に反対を表明。後に医療用大麻の解禁などを訴えて参院選に出馬したこともあった（その後、所持で逮捕され執行猶予の有罪判決が確定）。

全国紙社会部デスクによると、警察庁は昨年10～11月、大麻取締法違反（単純所持）の疑いで摘発された容疑者748人に、初めて使った動機や危険性の認識について調査した。

動機については半数以上が「好奇心や興味本位」と回答。危険性の認識は「全くない」が274人（36.6%）、「あまりない」が311人（41.6%）で、計78.2%に上った。逆に「大いにあり」は19人（2.5%）、「あり」は106人（14.2%）で計16.7%しかいなかった。

大麻が無害であるかのような誤情報に触れているケースも多いようで、その入手先は「友人・知人」411人（42.6%）、「インターネット」376人（39.0%）が続いた。初めて使用したきっかけは「誘われて」が520人（69.5%）で最多。年齢は20歳未満が361人（48.3%）、20代が288人（38.5%）と計86.8%を占めた。最年少は何と「12歳」だった。

覚醒剤などと違い　大麻の使用に罰則はない

こうした事実を裏付けるように、新聞やテレビで若年層の大麻使用による摘発の報道が目につく。それも大学生の事件が多く、単純に所持や譲渡であればそれほどの扱いにならないが、それ以外の「オマケ」がついて大きなニュースになっているケースもある。

最近では名門運動部での大麻を巡る問題が表面化した。刑事事件としては立件されなかったが昨年10月、東海大野球部と近畿大サッカー部という名門運動部での大麻使用問題が相次いで発覚した。

前述のデスクによると、東海大学に「野球部員が大麻を使用している」と電話で情報提供があり、大学側が調査に着手。聞き取りに数人が使用したことを認めたため活動を停止し、監督も辞任した。

神奈川県警は野球部の寮などを家宅捜索し、大麻を押収。元部員2人を所持容疑で書類送検したが、横浜地検小田原支部が不起訴処分とした。2人は初犯で反省の姿勢を示した上、無期停学処分という社会的制裁を受けたことなどが理由とみられる。

近畿大は、サッカー部員からコーチに「大麻を使用している部員がいる」と相談があった。これを受けミーティング後に問い掛けたところ、5人が認めたという。サッカー部は活動を停止し、監督は大学から退任勧告を受け辞任した。

大阪府警は使用を認めていた部員の下宿先などを家宅捜索していたが大麻は見つからず、所持を裏付けられなかったため立件を見送った。

使用を認めているのに「所持が裏付けられなかったため立件見送り」に疑問を感じる方がいるかもしれないが、実は覚醒剤などと違い大麻は「使用」を規制していないので、使用の事実だけでは罪にならない。

ただ使用は当然、所持していた事実が存在するので、刑事的な処分はなくても、大学側は退学や停学などしかるべき処分を行ったようだ。

手を出しやすい大麻が「より強い刺激」への入り口に

意外な形で発覚するケースもある。昨年9月、新型コロナウイルス対策の持続化給付金をだまし取ったとして、愛知県警は愛知大の学生（退学）を詐欺容疑で逮捕。共謀し、確定申告書の偽装に関与したとして知人の20代税務署員（懲戒免職）を逮捕した。その家宅捜索で大麻が見つかったとして、大麻取締法違反（所持）の疑いで2人は再逮捕された。

この元愛知大生は今年３月、執行猶予判決を受けたが、プロ球団がドラフト候補として注目していた野球部所属の投手だった。元税務職員は２月の初公判で起訴内容を認めている。

大麻に対する危険性の認識が薄いという事実を示すように、警察官の摘発も少なくない。20 年だけで▽5 月、兵庫県警の 20 代巡査▽6 月、大阪府警の 20 代巡査▽7 月、山形県警の 20 代巡査▽11 月、北海道警の 20 代巡査――が摘発されている。やはり、いずれも 20 代だった。

一般的に、1 グラム当たりの末端価格は覚醒剤が 6 万円、コカインが 2 万円なのに対し、大麻は 6000 円と安価というのも、手を出しやすい理由とみられる。

大麻は、「ハードドラッグ」と呼ばれるコカインやヘロイン、覚醒剤に比べて副作用や依存性は低いとされる。しかし、ハードドラッグ使用の入り口になるとの理由から「ゲートウエイドラッグ」とも呼ばれる。

筆者が現役の全国紙記者だった頃、違法薬物の取り締まり担当だった元警察幹部は「軽い気持ちで手を出し、やめられなくなったり、より強い刺激を求めるため覚醒剤などに手を出したりすることもある。決して興味本位などで試すようなことはしないでほしい」と警鐘を鳴らしていた。

◇*事故・事件対策、措置、訴訟等*

・注射器使い回しで最大４５万人感染　法廷闘争経て救済制度―Ｂ型肝炎

＜時事通信　2021 年 4 月 26 日＞　https://www.jiji.com/jc/article?k=2021042600625&g=soc

国の施策として実施された集団予防接種で、注射器の使い回しが原因で最大４５万人が感染したＢ型肝炎ウイルス。患者らによる法廷闘争を経て、救済制度が創設された。　集団接種が行われたのは１９４８～８８年。結核予防法などに基づき、各自治体は乳幼児に予防接種やツベルクリン反応検査を実施したが、注射針や筒が使い回しされていた。　ウイルスに感染し、慢性肝炎になった患者らは８９年、国に損害賠償を求め札幌地裁に提訴。一審では敗訴したものの、二審で国の責任が認められ、最高裁も２００６年、「遅くとも５１年には『危険性がある』とする医学的知見が形成されたのに放置した」と国の責任を認めた。　最高裁は、幼少期に感染したＢ型肝炎は２０～３０代で発症することがある特性も考慮。賠償請求権が２０年で消滅する「除斥期間」の起算点を、予防接種時ではなく発症時と判断して原告全員への賠償を命じた。　勝訴確定を受け、原告と弁護団は他の患者を含めた一律救済を要求。しかし、巨額の財政負担を懸念した国は救済に応じなかったことから、全国で７００人超が追加提訴する事態に発展した。　解決の契機となったのは札幌地裁による１０年の和解勧告だ。１１年に国と原告団双方が和解案を受け入れ、菅直人首相（当時）は「行政の努力が十分でなかった」と謝罪した。１２年には被害者への救済金支払いを定めた特別措置法が施行された。　救済制度は、患者側の国への不信感などもあり、裁判所を利用する形が取られた。患者は裁判所に提訴し、被害が認定されると慢性肝炎や肝硬変、肝がんなど症状に応じ５０万～３６００万円の給付金が支払われる。今年１月までに約６万８０００人が受給した。

・「欠けたピース」補う判断　Ｂ型肝炎訴訟判決

＜産経ニュース　2021 年 4 月 26 日＞　https://www.sankei.com/affairs/news/210426/afr2104260035-n1.html

集団予防接種によるＢ型肝炎の再発患者をめぐり、２０年前以上前の最初の発症ではなく、再発時を基準に損害賠償を国に請求できるかが争われた訴訟の上告審。２６日の最高裁判決は、原告の発症経緯を検討した上で、賠償請求権が消滅する「除斥期間」を再発時からカウントする起算点の繰り下げは「可能」だと判断した。現状の救済枠組みの穴を埋める判断で、判決に基づく救済が期待される。

Ｂ型肝炎の特別措置法では、慢性肝炎患者の提訴が発症から２０年を過ぎているかどうかで、給付金の受給額が大幅に変わる。ただ、最初の発症から２０年以上たってしまった再発患者が提訴した場合、条文上の「発症から２０年」を再発時から数えていいかは明記がなく、弁護団はこの点を「救済スキームの欠けたピース」と批判していた。

一方、国側は再発も一連の症状だとして「起算点は最初の発症時とすべきだ」と訴えたが、第２小法廷は、原告らの症状が「どんな場合に再発するかは現在の医学では解明されておらず、最初の発症時に再発分の賠償を求めるのは不可能」と判断。慢性肝炎の特質を踏まえて再発を別個の損害とし、起算点は再発時にすべきだと認定した。

最高裁は平成１６年の筑豊じん肺訴訟判決でも「被害者にとって酷だ」として、被害が遅れて生じる場合には起算点を繰り下げられると判示していた。除斥期間は被害救済の観点から批判が多く、昨年施行の改正民法でよ

り柔軟な時効に変わった。

今回の判決は、賠償額の計算をする必要があるとして審理を高裁に差し戻したが、三浦守裁判官は補足意見で、原告らのような再発患者は特措法上の満額（１２５０万円）支給の対象に当たるとの考えを示しており、高裁では１２５０万円を軸に賠償額などが検討されるとみられる。

弁護団によると、除斥期間が壁となる患者は再発者だけで約１１０人、再発に限らなければ３００人以上いる。また厚生労働省は、集団予防接種による感染者は約４５万人いると推計するが、現在の提訴者数は約８万５千人にとどまっており、救済は道半ばだ。補足意見は今回の原告２人にとどまらない全体的な解決を促しており、今後の国の対応が注目される。

・「サイバーセキュリティ体制構築・人材確保の手引き」（第1.1版）を取りまとめました

＜経済産業省　2021年4月26日＞

https://www.meti.go.jp/press/2021/04/20210426002/20210426002.html?from=mj

---

□*大災害、原発事故対策*

[福島原発事故]

・韓国学会、原発処理水「影響微々」　日本の「一方的決定に遺憾」

＜時事通信　2021 年 4 月 26 日＞　https://www.jiji.com/jc/article?k=2021042601039&g=int

韓国原子力学会は２６日、日本政府が東京電力福島第１原発の処理水を海洋放出する方針を決めたことに関し、仮に現在の貯蔵状態のまま全量を１年間海に放出したとしても、韓国国民の被ばく量は人体に許容される放射線量の「約３億分の１で、無視していい水準だ。非常に保守的な仮定の下でも影響は微々たるものだ」という見解を発表した。

日本が公開したデータを基に分析した。韓国の市民団体などは放射能被害を訴え日本を糾弾しているが、学会は「政治的目的で助長された放射能の恐怖が水産業者などの被害を拡大する自害行為になり得る」と主張。韓国政府に対し「政治的、感情的な対応を自制し、科学的な事実を土台に実用的に問題を解決する」よう求めた。

一方で、「十分な情報と説明を提供しないまま一方的に決定した」として、日本に対しても「遺憾」を表明。「周辺国国民が受ける心理的苦痛と物理的被害に対し深く謝罪し、周辺国に配慮する姿勢を示すべきだ」と訴えた。

[原子力施設全般]

・原発事故時 被ばく抑制のヨウ素剤 薬局での配布進まず 茨城

＜NHK　2021 年 4 月 27 日＞　https://www3.nhk.or.jp/news/html/20210427/k10012999491000.html

原発事故時の甲状腺の被ばくを抑えるヨウ素剤の事前配布について、国が認めた薬局での配布を全国に先駆けて実施している茨城県が状況を調べたところ、半年近くで 1000 人余りの配布にとどまっていることがわかり、専門家は住民への周知に課題があると指摘しています。

ヨウ素剤は、原発事故の際に服用することで甲状腺の被ばくを抑えられることから、5 キロ圏内の住民へ事前配布が義務づけられ、自治体では医師や薬剤師が立ち会って配布会を開催しています。

しかし、機会が限られ配布が進まないとの指摘が上がり、国はおととしから薬局での配布も認め、原子力施設が多くある茨城県では全国の自治体に先駆けて去年 11 月から実施しています。

しかし、県が年度末の先月までの 5 か月間の薬局での配布状況を調べたところ、1066 人にとどまっていることがわかりました。

茨城県では対象の住民およそ 6 万 3000 人のうち、まだ半数余りがヨウ素剤を受け取っておらず、県は「薬局配布が期待したほどの配布数の増加につながっていない」として、再度、住民に薬局での引換券を送付するとしています。

専門家「国と自治体は住民への周知に力を」

薬局配布は今後、他の自治体も検討していることから、甲状腺被ばくに詳しい国際医療福祉大学クリニックの鈴木元院長は、「住民にヨウ素剤の必要性を理解してもらうことが重要で、国と自治体は周知に力を入れるべき」と指摘しています。

内閣府「活用が進むよう取り組みたい」

これについて原子力防災を担当する内閣府は「薬局での事前配布は、これまでの医師が参加した説明会での配布に加え、選択肢を増やしたもので、茨城県以外の自治体でも広がることを期待している。周知の重要性は認識していて今後も活用が進むよう取り組みたい」などとしています。

[大地震対策]

・予測的中の「MEGA 地震予測」 GW 中に要警戒の全国５エリア

＜NEWS ポストセブン　2021 年４月 26 日＞

https://www.news-postseven.com/archives/20210426_1654811.html?DETAIL

福島、宮城、和歌山、広島……今年に入ってから全国各地で大きな揺れが相次いでいる。その危険をピンポイントで予測し、警鐘を鳴らしていたのが「MEGA 地震予測」を主宰する村井俊治・東大名誉教授だ。

３月は、15 日に最大震度５弱の和歌山県北部地震、20 日に宮城県沖地震（同５強）が起きるなど、大きな地震が頻発したが、村井氏は本誌・週刊ポスト（３月８日発売号）で「３月 20 日頃まで」と具体的な時期を明示した上で、〈宮城県と福島県の境目で高低差が広がっており、歪みが大きくなっている〉と指摘。また、近畿を初めて警戒ゾーンに加え、〈和歌山県北部で震度１以上の地震が 30 回近く起きている〉と警告していた。

村井氏がいう。

「それ以降も全国で地表の上下動を表わす『異常変動』が確認されています。今後、より大きな地震が起きる可能性がある」（以下、「」内は村井氏）

MEGA 地震予測は、国土地理院が全国約 1300 か所に設置した電子基準点の GPS データを使って分析しているほか、昨年から AI（人工知能）による判定を導入。それが予測の精度向上に繋がっているという。

地震への不安が増すなか、間近に迫った GW に警戒すべき地域はどこか。

長野北部で「群発地震」

今回、村井氏が「最警戒ゾーン」として挙げたのが別掲の MAP で示した５つのエリアだ。

危険度上位３つのゾーンでは３月下旬、一斉に異常変動が観測された。複数の地域で同時期に集中して異常変動が見られることは珍しいという。

■北海道・青森県　太平洋岸警戒ゾーン

現在、全国で最も地震発生リスクが高いと指南された地域だ。

「根室から釧路にかけて長期的な沈降が見られます。経験則では、これは大地震の直前に確認されることが多い兆候です。４月 14 日には最大震度３の青森県東方沖地震が起きており、５月上旬までに震度５クラスの地震が起きる可能性があると考えています」

■北信越警戒ゾーン

４月 13 日以降、長野県北部で群発地震が起きている。

「３月 15 日の和歌山県北部地震同様、小地震の頻発後に大地震が起きるというケースは少なくない。新潟県北部では水平方向に大きな動きが見られ、周辺との境目に歪みが溜まっていると考えられます」

■東北警戒ゾーン

引き続き警戒が必要なのが東北だ。

「多くの基準点で異常変動が見られたほか、秋田県と山形県が顕著な沈降を示している」

■九州南部警戒ゾーン

４月９日以降、鹿児島県のトカラ列島近海で 250 回以上の地震が起きている。

「１月以降の異常変動を見る限り、これは桜島をはじめとする火山活動の影響と考えられます。この地域では火山性地震に警戒が必要です」

■首都圏警戒ゾーン

東京都の伊豆諸島や静岡県の伊豆半島で異常変動が集中している。

「隆起・沈降では、千葉県の電子基準点『千葉花見川』が隆起する一方、同県の『富里』は沈降し、その高低差は危険水域の 6cm をはるかに超えて、４月中旬には 11.1cm にまで拡大しています」

大型連休中も警戒を緩めず、大地震のリスクに備えたい。　　※週刊ポスト 2021 年５月７・14 日号

****

[2] ［特集］新型コロナウイルス感染症

[状況]

◇省庁発表

・地域ごとの感染状況等の公表について
＜厚生労働省　2021 年 4 月 26 日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/newpage_00016.html
・新型コロナウイルス感染症の患者等の発生について（空港検疫）
＜厚生労働省　2021年4月26日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=U6tBYssmNtrfnAHBY
・新型コロナウイルス感染症の現在の状況と厚生労働省の対応について（令和3年4月26日版）
＜厚生労働省　2021年4月26日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=E-sBIotmdpqf3EOBY

◇マスコミ報道　見出し

・新型コロナ 国内の死者 1 万人超える 約 80%は去年 12 月以降死亡
＜NHK　2021 年 4 月 26 日＞
https://www3.nhk.or.jp/news/html/20210426/k10012997681000.html?utm_int=all_side_ranking-access_003
・猛威振るう変異株、大阪で 8 割　東京すべて置き換えで感染者 2 千人も
＜京都新聞　2021 年 4 月 24 日＞　https://www.kyoto-np.co.jp/articles/-/553740
・「強毒化したウイルス」変異株が拡大　若い世代にも死者
＜朝日新聞　2021 年 4 月 26 日＞
https://www.asahi.com/articles/ASP4V6WJNP4VULBJ00Q.html?iref=comtop_7_06
・インドで報告の変異ウイルス 不明多く実態把握へ 感染症研究所
＜NHK　2021 年 4 月 27 日＞　https://www3.nhk.or.jp/news/html/20210427/k10012999551000.html
・インド「三重変異株」も確認の可能性　市民に不安広がる
＜京都新聞　2021 年 4 月 26 日＞　https://www.kyoto-np.co.jp/articles/-/554563

・高校の硬式野球部の寄宿舎でクラスター 京都の新型コロナ、26 日夜発表
＜京都新聞　2021 年 4 月 26 日＞　https://www.kyoto-np.co.jp/articles/-/554693

・WHO　インドの感染状況は「あまりに悲痛」
＜テレビ朝日　2021 年 4 月 27 日＞
https://news.tv-asahi.co.jp/news_international/articles/000214266.html

---

[対策・予防]

◇緊急事態宣言の発出を踏まえ、職場における新型コロナウイルス感染症への感染予防と健康管理の強化について、経済団体などに協力を依頼しました
～事業場で留意すべき「取組の５つのポイント」の実践例を拡充し、更なる感染予防の働きかけ～
＜厚生労働省　2021年4月26日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=M8shAqtGVrq__H6hY

厚生労働省は、本日、緊急事態宣言の発出を受け、労使団体や業種別事業主団体などの経済団体に対し、職場での新型コロナウイルス感染症への感染予防と健康管理の強化などを傘下団体・企業に周知するよう、改めて依頼しました。

今回で７回目となる協力依頼は、感染防止のため事業場で特に留意すべき「取組の５つのポイント」の実践例の拡充などを行い、職場における具体的な感染予防の取り組みにつなげてもらうよう、事業主に働きかけることを目的としています（別添参照）。

＊これまで令和２年４月 17 日、５月 14 日、８月７日、11 月 27 日、令和３年１月８日、２月 12 日に実施

厚生労働省では、感染防止の取り組みについて事業主に働きかけるとともに、都道府県労働局に設置した相談コーナーにおいて、引き続き、事業主や労働者からの相談などへの対応を行っていきます。併せて、各事業など

を所管する省庁などに対し、上記の趣旨を周知するよう、協力を依頼しました。
別添
【別添】
・経済団体等への協力依頼「緊急事態宣言の発出を踏まえた職場における新型コロナウイルス感染症への感染予防及び健康管理について」
https://www.mhlw.go.jp/content/11302000/000773351.pdf
・別添２　新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針
https://www.mhlw.go.jp/content/11302000/000773352.pdf

◇省庁発表

・「受診・相談センター/診療・検査医療機関等」について更新しました
＜厚生労働省　2021 年 4 月 26 日＞
https://www.mhlw.go.jp/stf/covid-19/kansenkakudaiboushi-iryouteikyou.html
・緊急事態宣言を受けた都道府県労働局、労働基準監督署・ハローワークの対応について
＜厚生労働省　2021 年 4 月 26 日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_18301.html
・自治体・医療機関向けの情報一覧（事務連絡等）（新型コロナウイルス感染症）2021 年
＜厚生労働省　2021 年 4 月 26 日＞
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00214.html
・緊急事態宣言を受けた都道府県労働局、労働基準監督署・ハローワークの対応について
＜厚生労働省　2021年4月26日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=U6tBYssmNtrfnADBY

◇ワクチン、検査薬、治療薬等

・「周回遅れ」の国産ワクチン開発　製薬大手を阻む二つのハードル
＜毎日新聞　2021 年 4 月 25 日＞
https://mainichi.jp/articles/20210424/k00/00m/040/152000c?cx_testId=120&cx_testVariant=cx_2&cx_artPos=0#cxrecs_s
・モデルナ製ワクチンで大規模接種へ
＜テレビ東京　2021 年 4 月 26 日＞
https://news.yahoo.co.jp/articles/8d598cd041b092d052d860ae4d2ef6225cf00a8b

・米、他国にワクチン提供へ　英アストラ製６千万回分
＜共同通信　2021 年 4 月 27 日＞　https://this.kiji.is/759530876419457024?c=39546741839462401

・EU、英アストラ社を提訴　コロナワクチン供給遅延で
＜時事ドットコム　2021 年 4 月 26 日＞
https://news.yahoo.co.jp/articles/f1c0aa81400172c9623f76d2b76bce41e672aed2

・「マスク着用強要は違法」　ぜんそく社員が日本郵便提訴―大阪地裁
＜時事ドットコム　2021 年 4 月 26 日＞　https://www.jiji.com/jc/article?k=2021042600902&g=soc
　ぜんそくの症状でマスク着用が難しいのに、職場で着用を強要されたとして、日本郵便社員の米倉諒太さん（３３）が２６日、同社と当時の上司２人に計約３３０万円の損害賠償を求める訴訟を大阪地裁に起こした。
　訴状などによると、米倉さんは２０１２年に入社し、大阪府豊中市の豊中郵便局で郵便物の仕分けを担当。２０年４月、上司から新型コロナウイルス対策としてマスク着用を求められ、事情を説明したが聞き入れられなかった。同５月、着用して勤務中に倒れ、低酸素脳症と診断された。その後も自主退職を強要されるなどのパワハラを受けたと訴えている。
　記者会見した米倉さんは「(当時の上司には) しかるべき責任を取って謝罪してもらいたい」と話した。日本郵

便は「訴状が届いていないためコメントは控える」としている。

◇大学等関係

・今年こそ充実のキャンパスライフを　SNS で新歓、教室に接触の追跡システム　大学が工夫さまざま
＜京都新聞　2021 年 4 月 26 日＞　https://www.kyoto-np.co.jp/articles/-/551658

・各大学の「新型コロナウイルス感染症」の対応について【北海道～東京】(4/26 更新)
＜大学プレスセンター　2021 年 4 月 26 日＞
https://www.u-presscenter.jp/article/post-43243.html

・各大学の「新型コロナウイルス感染症」の対応について【神奈川～九州・沖縄】(4/15 更新)
＜大学プレスセンター　2021 年 4 月 15 日＞
https://www.u-presscenter.jp/article/post-43302.html

・コロナ禍の学生支援　高知の NPO、食料や生理用品配布
＜朝日新聞　2021 年 4 月 24 日＞　https://www.asahi.com/articles/ASP4R7VYZP4QPTLC00W.html

新型コロナウイルスの影響で経済的に困窮している大学生を支援しようと、高知市の NPO 法人が高知県内の大学で、食料や生理用品の無料配布を始めた。

主催は NPO「地域サポートの会　さわやか高知」。普段は高齢者の介護や家事などの支援を有償で提供しているが、コロナ禍が続く中で若い世代の支援にも初めて取り組んだ。

高知工科大の香美キャンパス（香美市土佐山田町）で 22 日にスタートし、県を通じた呼びかけに応じ地元の企業や農園など 15 の個人・団体が食材を無償で提供した。新鮮な野菜や米、伝統食品の「田舎ずし」、即席麺・菓子などの加工品が並び、訪れた学生が次々に選んでいった。JA の女性グループからの寄付金で購入した生理用品は女性限定で提供された。

廊下や階段まで学生の列ができた。約 30 分待ったという 2 年の勝田塔子さん（19）は「生活費の負担が減るので助かります」。大学院 1 年の山崎颯（はやと）さん（23）はアルバイト収入が減ったといい、「無料なので学生にとってはありがたい。またこういう機会があれば利用したい」と話した。

南国市の農業生産法人「南国スタイル」は地元産のキャベツとパプリカを提供した。スタッフが「パプリカは黄色い方がビタミンが多いよ」と学生に呼びかけたり、調理方法を教えたりした。学生時代に自炊していたという中村文隆専務（45）は「食べ物を作る仕事をする者として少しでも助けになればと思った。全国から来ている学生に高知の農産物を知ってもらう機会にもなれば」と話した。

無料配布は、26 日に高知工科大と県立大の永国寺キャンパス、28 日に県立大池キャンパス、5 月 12 日に高知大の朝倉キャンパス（いずれも高知市）で予定され、各会場で約 150 人分を用意するという。

◇マスコミ報道　見出し

・大阪 コロナ対応の医師「搬送が遅れ 治療間に合わない事例も」
＜NHK　2021 年 4 月 26 日＞
https://www3.nhk.or.jp/news/html/20210426/k10012999331000.html?utm_int=all_side_ranking-social_004

・コロナ死、日本下回る韓国　位置情報で隔離、定期連絡も
＜朝日新聞　2021 年 4 月 27 日＞
https://www.asahi.com/articles/ASP4V747XP4VULBJ00R.html?iref=comtop_7_05

****

[3] *医薬品等*

◇医療機器・体外診断用医薬品の保険適用に関するガイドブックについて
＜厚生労働省　2021 年 4 月 26 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=E-sBIotmdpqf3E-BY
新たな医療機器や体外診断用医薬品を保険診療において使用するためには、保険適用手続きが必要です。

この度、平成30年度及び令和２年度の診療報酬改定に対応した、「医療機器・体外診断用医薬品の保険適用に関するガイドブック」を作成致しました。

保険適用手続きを検討する際、保険医療材料制度や診療報酬制度を理解するためにご活用ください。

医療機器・体外診断用医薬品の保険適用に関するガイドブック

https://www.mhlw.go.jp/content/10800000/000772964.pdf

◇動物用生物学的製剤基準の一部を改正する件（農林水産省告示第696号）

［官報］　令和３年４月27日　本紙　第482号　５頁

https://kanpou.npb.go.jp/20210427/20210427h00482/20210427h004820005f.html

動物用生物学的製剤基準の一部、「次のよう」を省略

◇動物用生物学的製剤検定基準の一部を改正する件（農林水産省告示第697号）

［官報］　令和３年４月27日　本紙　第482号　５頁

https://kanpou.npb.go.jp/20210427/20210427h00482/20210427h004820005f.html

動物用生物学的製剤検定基準の一部、「次のよう」を省略

****

［4］ ***農薬***

◇生活環境動植物の被害防止に係る農薬登録基準の一部を改正する件（環境省告示第41号）

［官報］　令和３年４月26日　本紙　第481号　7～8頁

https://kanpou.npb.go.jp/20210426/20210426h00481/20210426h004810007f.html

〇環境省告示第41号

昭和四十六年三月農林省告示第三百四十六号（農薬取締法第四条第一項第六号から第九号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準）第三号の規定に基づき、生活環境動植物の被害防止に係る農薬登録基準（令和二年三月環境省告示第三十一号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

令和３年４月26日　　環境大臣　　小泉進次郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

<table>
<tr><th>改　正　後</th><th>改　正　前</th></tr>
<tr><td>
<table>
<tr><th>農薬の成分</th><th>基準値</th></tr>
<tr><td colspan="2">（略）</td></tr>
<tr><td>ニリン化三亜鉛（別名リン化亜鉛）</td><td>1.4μｇ／1</td></tr>
<tr><td>（ＲＳ）－２－［２－（１－クロロシクロプロピル）－３－（２－クロロフェニル）－２－ヒドロキシプロピル］－２，４－ジヒドロ－１，２，４－トリアソール－３－チオン（別名プロチオコナソール</td><td>120μｇ／1</td></tr>
</table>
</td><td>
<table>
<tr><th>農薬の成分</th><th>基準値</th></tr>
<tr><td colspan="2">（略）</td></tr>
<tr><td>ニリン化三亜鉛（別名リン化亜鉛）</td><td>1.4μｇ／1</td></tr>
<tr><td colspan="2">（新規）</td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>

◇水質汚濁に係る農薬登録基準の一部を改正する件（環境省告示第42号）

［官報］ 令和３年４月26日　本紙　第481号　８頁

https://kanpou.npb.go.jp/20210426/20210426h00481/20210426h004810008f.html

○環境省告示第42号

昭和四十六年三月農林省告示第三百四十六号（農薬取締法第四条第一項第六号から第九号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準）第四号イの規定に基づき、水質汚濁に係る農薬登録基準（平成二十年七月環境省告示第六十号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

令和三年四月二十六日　　環境大臣　　小泉進次郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

<table>
<tr><th>改　正　後</th><th>改　正　前</th></tr>
<tr><td>（略）
<table>
<tr><th>農薬の成分</th><th>基準値</th></tr>
<tr><td>（略）</td><td></td></tr>
<tr><td>Ｓ，Ｓ’－２－ジメチルアミノトリメチレン＝ビス（チオカルバマート）塩酸塩（別名カルタップ）、Ｎ，Ｎ－ジメチル－１，２，３－トリチアン－５－イルアミンシュウ酸水素塩（別名チオシクラム）及びＳ，Ｓ’－２－ジメチルアミノトリメチレン＝ジ（ベンゼンチオスルホナート）（別名ベンスルタップ）</td><td>カルタップとして　0.042 mg/<u>l</u></td></tr>
<tr><td><u>メチル＝４－［（４，５－ジヒドロ－３－メトキシ－４－メチル－５－オキソ－１が－１，２，４－トリアゾール－１－イル）カルボニルスルファモイル］－５－メチルチオフェン－３－カルボキシラート（別名チエンカルバゾンメチル）</u></td><td><u>2.9mg/l</u></td></tr>
<tr><td><u>（ＲＳ）－２－［２－（１－クロロシクロプロピル）－３－（２－クロロフェニル）－２－ヒドロキシプロピル］－２，４－ジヒドロ－１，２，４－トリアゾール－３－チオン（別名プロチオコナゾール）</u></td><td><u>0.029mg/l</u></td></tr>
</table></td><td>（略）
<table>
<tr><th>農薬の成分</th><th>基準値</th></tr>
<tr><td>（略）</td><td></td></tr>
<tr><td>Ｓ，Ｓ’－２－ジメチルアミノトリメチレン＝ビス（チオカルバマート）塩酸塩（別名カルタップ）、Ｎ，Ｎ－ジメチル－１，２，３－トリチアン－５－イルアミンシュウ酸水素塩（別名チオシクラム）及びＳ，Ｓ’－２－ジメチルアミノトリメチレン＝ジ（ベンゼンチオスルホナート）（別名ベンスルタップ）</td><td>カルタップとして 0.042 mg/<u>l</u></td></tr>
<tr><td>（新規）</td><td></td></tr>
<tr><td>（新規）</td><td></td></tr>
</table></td></tr>
</table>

****

［5］ ***<u>食品安全衛生関係</u>***

◇<u>フランスのバ・ラン県からの生きた家きん、家きん肉等の一時輸入停止措置について</u>

＜農林水産省　2021年４月26日＞　https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/210426.html

フランスのバ・ラン県の裏庭家きん農場において、高病原性鳥インフルエンザ（H5N8亜型）の発生が確認された

旨、フランス家畜衛生当局から情報提供がありました。
フランス家畜衛生当局の情報提供を受け、本病の我が国への侵入防止に万全を期するため、令和３年４月 23 日（金曜日）、バ・ラン県からの生きた家きん、家きん肉等、家きん卵等の輸入を一時停止しました。

◇「安全な農畜水産物の安定供給のためのレギュラトリーサイエンス研究推進計画」の策定について
＜農林水産省　2021 年４月 26 日＞　https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/gijyutu/210426.html
****
[6] ***環境安全関係***
◇グリーン購入に係る公共工事の継続検討品目群（ロングリスト）の公表について
＜環境省　2021年4月26日＞　https://www.env.go.jp/press/109475.html
＜経済産業省　2021 年４月 26 日＞
https://www.meti.go.jp/press/2021/04/20210426005/20210426005.html?from=mj
「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（グリーン購入法）に基づく昨年度の特定調達品目及び判断の基準等の追加、見直しの検討において、公共工事分野の提案で、特定調達品目等の追加、見直しに反映されなかったもののうち、継続検討品目群（ロングリスト）として整理を行った６提案（提案者の了解を得られなかったものを除く。）について公表を行います。

◇（仮称）西目風力発電事業更新計画に係る環境影響評価準備書に対する環境大臣意見の提出について
＜環境省　2021年4月26日＞　https://www.env.go.jp/press/109518.html
****
[7] ***調査、公募、意見募集等***
[公募、意見募集等]
◇二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（脱炭素社会構築のための資源循環高度化設備導入促進事業）の令和2年度（第3号補正）二次公募及び令和３年度一次公募について
＜環境省　2021年4月26日＞　https://www.env.go.jp/press/109535.html

◇令和３年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（工場・事業場における先導的な脱炭素化取組推進事業）の公募について
＜環境省　2021年4月26日＞　https://www.env.go.jp/press/109532.html

◇グリーン購入法の特定調達品目に関する提案募集を行います（物品・役務）
＜環境省　2021年4月26日＞　https://www.env.go.jp/press/109473.html
＜経済産業省　2021年4月26日＞
https://www.meti.go.jp/press/2021/04/20210426008/20210426008.html?from=mj
---
◇グリーン購入法の特定調達品目に関する提案募集について（公共工事）
＜環境省　2021年4月26日＞　https://www.env.go.jp/press/109474.html
＜経済産業省　2021 年４月 26 日＞
https://www.meti.go.jp/press/2021/04/20210426006/20210426006.html?from=mj
****
[8] ***その他省庁発表***
◇植物防疫法施行規則の一部改正
・植物防疫法施行規則の一部を改正する省令（農林水産省令第 33 号）
［官報］　令和３年４月 27 日　号外　第 96 号　2～34 頁
https://kanpou.npb.go.jp/20210427/20210427g00096/20210427g000960002f.html
〇農林水産省令第 33 号

植物防疫法（昭和二十五年法律第百五十一号）第五条の二第一項、第六条第二項、第七条第一項第一号、第十六条の二第一項及び第十六条の三第一項の規定に基づき、植物防疫法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和３年４月27日　　農林水産大臣　　野上浩太郎

植物防疫法施行規則の一部を改正する省令

植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第七十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

―省略―

附　則

この省令は、公布の日の翌日から施行する。

・植物防疫法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴う農林水産省関係告示の整理に関する告示（農林水産省告示第699号）

［官報］　令和３年４月27日　号外　第96号　35～36頁

https://kanpou.npb.go.jp/20210427/20210427g00096/20210427g000960035f.html

○農林水産省告示第699号

植物防疫法施行規則の一部を改正する省令（令和三年農林水産省令第三十三号）の施行に伴い、植物防疫法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴う農林水産省関係告示の整理に関する告示を次のように定め、同令の施行の日から施行する。

令和３年４月27日　　農林水産大臣　　野上浩太郎

植物防疫法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴う農林水産省関係告示の整理に関する告示

第一　平成十一年四月十五日農林水産省告示第五百八十一号（コロンビア共和国から発送されるイエローピタヤの生果実に係る農林水産大臣が定める基準）は、廃止する。

第二　平成十六年九月二十九日農林水産省告示第千七百七十四号（ブラジル連邦共和国から発送されるトミーアトキンス種のマンゴウの生果実に係る農林水産大臣が定める基準）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

―省略―

・植物防疫法施行規則別表一の第一の二の項の農林水産大臣が指定する有害動物及び同表の第二の二の項の農林水産大臣が指定する有害植物の一部を改正する件（農林水産省告示第700号）

［官報］　令和３年４月27日　号外　第96号　36～37頁

https://kanpou.npb.go.jp/20210427/20210427g00096/20210427g000960036f.html

○農林水産省告示第700号

植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第七十三号）別表一の第一の二の項及び第二の二の項の規定に基づき、平成二十三年三月七日農林水産省告示第五百四十二号（植物防疫法施行規則別表一の第一の二の項の農林水産大臣が指定する有害動物及び同表の第二の二の項の農林水産大臣が指定する有害植物）の一部を次のように改正し、公布の日の翌日から施行する。

令和３年４月27日　　農林水産大臣　　野上浩太郎

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分を加える。

―省略―

◇「日本人社員も外国籍社員も 職場でのミスコミュニケーションを考える」動画教材及び学びの手引きを策定しました

＜経済産業省　2021 年 4 月 26 日＞

https://www.meti.go.jp/press/2021/04/20210426003/20210426003.html?from=mj

****

[9] *関連会議等の開催案内、記録・報告、資料等*

[開催案内]

・第 57 回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会副反応検討部会、令和 3 年度第 4 回薬事・食品衛生審議会薬事分科会医薬品等安全対策部会安全対策調査会（合同開催）（ペーパーレス、Web 会議）の開催について

４月 30 日

＜厚生労働省　2021 年 4 月 26 日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_18283.html

（1）百日せき、ジフテリア、破傷風、不活化ポリオ、肺炎球菌(13 価)、Hib、BCG、日本脳炎、B 型肝炎、ロタウイルス、麻しん、風しん、おたふくかぜ、水痘、帯状疱疹、23 価肺炎球菌、ＨＰＶ、インフルエンザのワクチンの安全性について

（2）新型コロナワクチンの接種及び副反応疑い報告の状況等について

（3）新型コロナワクチンの先行接種者健康調査について

（4）その他

・第4回「カーボンニュートラルに向けた自動車政策検討会」を開催します　　4月28日、WEB会議

＜経済産業省　2021年4月26日＞

https://www.meti.go.jp/press/2021/04/20210426007/20210426007.html?from=mj

・児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議（令和 3 年度第 1 回）の開催について

5 月 7 日、Web 会議

＜文部科学省　2021 年 4 月 26 日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/af2tacxbcw1Ev1bH

(1) コロナ禍における児童生徒の自殺等に関するヒアリング

(2) その他

[開催記録、報告、資料等]

・第８回薬剤師の養成及び資質向上等に関する検討会（ペーパーレス・Web 会議）資料　　4 月 26 日

＜厚生労働省　2021 年 4 月 26 日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_18245.html

（1）百日せき、ジフテリア、破傷風、不活化ポリオ、肺炎球菌(13 価)、Hib、BCG、日本脳炎、B 型肝炎、ロタウイルス、麻しん、風しん、おたふくかぜ、水痘、帯状疱疹、23 価肺炎球菌、HPV、インフルエンザのワクチンの安全性について

（2）新型コロナワクチンの接種及び副反応疑い報告の状況等について

（3）新型コロナワクチンの先行接種者健康調査について

（4）その他

・薬事・食品衛生審議会薬事分科会血液事業部会令和３年度第１回安全技術調査会資料　　4 月 26 日

＜厚生労働省　2021 年 4 月 26 日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_18328.html

新型コロナウイルス感染症に係る対応について

****

[10] *その他*

◇*インフルエンザ、感染症関係*

・ワクチン、コロナだけじゃない　はしか流行 WHO 危機感

＜朝日新聞　2021 年 4 月 27 日＞

https://www.asahi.com/articles/ASP4W2D9VP4WUHBI002.html?iref=comtop_BreakingNews_list

新型コロナウイルスの拡大で他の感染症のワクチン接種に影響が出ているとして、世界保健機関（WHO）は 26 日、国連児童基金（ユニセフ）やワクチン普及に取り組む国際的な枠組み「Gavi ワクチンアライアンス」ととも

に、各国政府、製薬会社などに対して協力と支援を呼びかけた。2030 年までに 5 千万人が犠牲になる事態を避けるのが目標という。

WHO によると、コロナの感染拡大により、現在 50 カ国で 60 の予防接種キャンペーンが中断している。2 億 2800 万人の子どもが、はしかや黄熱病、ポリオなどに感染する危険にさらされている。コンゴやパキスタン、イエメンなどでは、はしかの深刻な流行が起きているという。

WHO やユニセフなどは連携して、この 20 年ほどで 500 以上の新しいワクチンを導入するなどした。だが、低所得国では 1 回も接種を受けたことがない子どもが 1 千万人近くおり、死に至る病気にかかる状態に置かれているという。

WHO のテドロス事務局長はこの日の会見で、「力を合わせれば、ワクチン接種の失地を回復して、世界がコロナから復興するのを支援し、人命を救うワクチンを接種しない人がいないようにすることは確実にできる」と述べた。

・北海道の死亡野鳥における高病原性鳥インフルエンザウイルス確定検査陰性について

＜環境省　2021年4月26日＞　https://www.env.go.jp/press/109545.html

◇*その他*

・日本学術会議 任命されなかった６人 拒否の理由を開示請求

＜NHK　2021 年 4 月 26 日＞　https://www3.nhk.or.jp/news/html/20210426/k10012997851000.html

日本学術会議の会員人事で菅総理大臣から任命されなかった 6 人の研究者が、任命拒否の理由を明らかにするため、内閣府や内閣官房に情報開示請求を行いました。

情報開示請求を行ったのは、会員に任命されなかった早稲田大学の岡田正則教授や東京慈恵会医科大学の小澤隆一教授など 6 人で、このうち岡田教授と小澤教授は、26 日内閣府を訪れて請求書を提出しました。

このほかの 4 人は、26 日までに郵送で請求書を提出したということです。

この問題をめぐり、これまで加藤官房長官は内閣府が、杉田官房副長官と任命の経緯についてやり取りを行った記録を管理していることを明らかにしていますが、菅総理大臣や加藤官房長官は 6 人を任命しなかった理由について「人事に関することで答えを差し控えたい」としています。

このため 6 人は、行政機関が保有する個人情報をみずからが請求する「自己情報開示請求」の手続きを取り、内閣府や内閣官房に任命拒否の理由や経緯の分かる文書の開示を求めています。

記者会見で早稲田大学の岡田教授は「これは人事に関する問題ではなく、学術会議の推薦を根拠を示さず否定しているという問題だ。否定の基準は何なのか、学術会議や対象者にきちんと説明してほしい」としたうえで、「議会制民主主義のもとでは、政府は権力行使についてきちんと説明しなければ、国民に対して責任を果たしているとは言えない。何も説明をしないのは、民主主義を破壊する行為だ」と述べました。

一方、この動きに合わせて、1162 人の法学者や弁護士も同様の情報公開請求を行うことを決め 26 日、グループの代表者が請求書を提出しました。

開示されない場合は裁判を起こすことも検討しているということです。

・学術会議任命拒否巡り、弁護士らが理由記載の行政文書の開示請求…拒否された６人も

＜読売新聞　2021 年 4 月 26 日＞　https://www.yomiuri.co.jp/national/20210426-OYT1T50180/

日本学術会議が推薦した会員候補６人の任命が菅首相に拒否された問題で、６人を支援する弁護士らのグループは２６日、任命拒否の理由などが記載された行政文書の開示請求を政府に行ったと明らかにした。

請求は１１６２人の弁護士と法学者の連名で、内閣官房や内閣府に行った。同時に任命拒否された６人も、氏名など自らの個人情報が記された任命に関わる文書の開示を同日までにそれぞれ請求した。

文部科学省で記者会見した支援グループの三宅弘弁護士は「当事者の６人が請求すれば、個人情報を理由にした開示拒否はできないはずだ」と話した。不開示の場合は、取り消しを求める訴訟も検討するという。

会見には、任命拒否された岡田正則・早稲田大教授と小沢隆一・東京慈恵会医科大教授も同席。岡田教授は「任命を拒否できる基準があるならば、政府は明らかにすべきだ」と訴えた。

・国立大学長選考の混乱、各地で　法改正での収束、疑問の声
＜朝日新聞　2021 年 4 月 26 日＞　https://www.asahi.com/articles/DA3S14883759.html
　国立大学のトップをめぐる騒動が頻発している。文部科学省は大学のガバナンス改革を進めるとして学長の権限を強めてきたが、教員らと対立するケースが相次ぐ。今後予定される新たな法改正で混乱は収まるのか。
　国内外へのニュース発信の場として知られる日本外国特派員協会（東京・丸の内）で１５日、筑波大学の２人…

・高校数学教科書に「３×８＝」「３６＋４２＝」　基礎学力のない生徒のため編集
＜京都新聞　2021 年 4 月 25 日＞　https://www.kyoto-np.co.jp/articles/-/553123
「３×８＝」「３６＋４２＝」…。来春から主に高校１年生が使う「数学Ⅰ」のある教科書には、２桁同士の足し算や引き算、九九といった演習問題が並…

********** 以上 **********